○国土交通省告示第八百三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構　東京都豊島区南大塚三丁目三十四番四号

二　変更する年月日
平成二十三年七月十二日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地
株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構　東京都豊島区南大塚三丁目三十七番五号

○気象庁告示第九号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十九日

気象庁長官　羽鳥　光彦

別表第四島根県の項及び別表第五島根県の項中「、八束郡」を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年八月一日から施行する。

○気象庁告示第十号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程の特例を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

気象庁長官　羽鳥　光彦

平成二十三年八月一日零時から同日十三時までの間における島根県松江市の区域に係る気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）第十二条第一項に掲げる注意報及び警報については、同条第二項の規定にかかわらず、次の表の下欄に掲げる区域（沿岸の海域を含む。）に限定して行う。

名称	区域
松江市	平成二十三年総務省告示第百十六号により同年八月一日から効力を生ずることとなる市町の廃置分合が行われる前（以下「合併前」という。）の島根県松江市の区域
東出雲町	合併前の島根県八束郡東出雲町の区域

○海上保安庁告示第百六十一号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年七月二十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　博多港中央航路第五号灯標
位置
所在地　福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の西北西方約二・四キロメートル）
北緯　三三―三七―四六
東経　一三〇―二一―三五
変更した事項
位置　正規位置の二九七度約一〇〇メートル
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・三メートル　平均水面上から灯火まで七・一メートル
変更年月日　平成二十三年六月十六日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第百六十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年七月二十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　香住港東浜第二東防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県香住港（東浜第二東防波堤外端）
北緯　三五―三九―一三
東経　一三四―三八―一七
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十三年六月十七日
名称　香住港沖防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県香住港（沖防波堤外端）
北緯　三五―三八―五七
東経　一三四―三七―二六
変更した事項
位置
所在地　兵庫県香住港（沖防波堤外端）
北緯　三五―三八―五八
東経　一三四―三七―二六
高さ　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
記事　補正

○海上保安庁告示第百六十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年七月二十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　大船越港南防波堤灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（大船越港南防波堤外端）
北緯　三四―一六―三六
東経　一二九―二一―一二
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十三年六月二十二日

名称　天草港魚貫城下防波堤灯台
位置
所在地　熊本県天草市（天草港魚貫城下防波堤外端）
北緯　三二―一四―一九
東経　一三〇―〇〇―三六
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・九メートル
変更年月日　平成二十三年六月二十二日
名称　仲田港東防波堤灯台
位置
所在地　沖縄県島尻郡伊是名村（仲田港東防波堤外端）
北緯　二六―五五―三〇
東経　一二七―五七―二一
変更した事項
位置
所在地　沖縄県島尻郡伊是名村（仲田港東防波堤外端）
北緯　二六―五五―二七
東経　一二七―五七―二四
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで一九メートル
変更年月日　平成二十三年六月二十二日

○海上保安庁告示第百六十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年七月二十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　坊勢港長井四号防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県姫路市（坊勢港長井四号防波堤外端）
北緯　三四―三九―三一
東経　一三四―三一―〇四
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル
変更年月日　平成二十三年六月二十三日